

【訂正情報】

商品コード：110-2997

ISBN：9784820729976

改訂7版 個人情報保護士認定試験公式テキスト

◎本書の第1刷(2022年3月30日発行)において、P.75の一部およびP.155～159の内容が、2022年4月1日に法改正施行された個人情報保護法に即した内容ではなく、施行前の内容のままであったことが判明いたしました。以下のとおり訂正しお詫び申し上げます。

【2023年12月19日現在】

| 刷           | 頁            | 訂正箇所                             | 訂正前   | 訂正後  |
|-------------|--------------|----------------------------------|---|--|
| ↓ 本文        |              |                                  |   |  |
| 1<br>～<br>3 | P39          | 下から8行目                           | ⑤個人情報保護委員会による一元的な監督体制   | ⑤個人情報保護委員会による一元的な監督体制  |
| 1<br>～<br>3 | P55          | 図表2-4 分野:全体の1行目                  | 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)   | 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)  |
| 1           | P75          | 9 保有個人データの定義<br>4～7行目            | ただし、6カ月以内に消去する予定である個人データは、「保有個人データ」には該当しない。<br>また、その個人データの存否が明らかになることにより、次のようなおそれがあるものも該当しない。                 | ただし、その個人データの存否が明らかになることにより、次のようなおそれがあるものは該当しない。                      |
| 1           | P125         | (1)仮名加工情報 5行目                    | また、特異な記述等の削除や置換も求められている。  | (※一文削除)  |
| 1           | P125         | (2)仮名加工情報データベース等<br>1、3行目        | 匿名加工情報  | 仮名加工情報   |
| 1           | P128         | (2)仮名加工情報の適正な加工(法41条1項)<br>6～7行目 | ③個人情報と措置をした情報とを連結する符号<br>④特異な記述等  | ③不正な利用により財産的被害が生じるおそれがある記述等<br>(※④は削除)                               |
| 1           | P155～<br>159 |                                  | ※以下のとおり差し替え(PDF)<br><a href="https://pub.jnam.co.jp/files/2997.pdf">https://pub.jnam.co.jp/files/2997.pdf</a> |  |
| 1           | P342         | 第6章 過去問題チェック<br>問8 選択肢           | ウ. a. 関係者に対する責任の所在の確認<br>b. 事実関係及び再発防止策等の公表<br>c. 影響を受ける可能性のある本人への連絡  | エ. a. 関係者に対する責任の所在の確認<br>b. 事実関係及び再発防止策等の公表<br>c. 影響を受ける可能性のある本人への連絡 |

**【訂正情報】**

商品コード：110-2997

ISBN：9784820729976

改訂7版 個人情報保護士認定試験公式テキスト

| 刷           | 頁         | 訂正箇所                                | 訂正前   | 訂正後   |
|-------------|-----------|-------------------------------------|---|---|
| ↓ 本文        |           |                                     |   |   |
| 1<br>～<br>3 | 別冊<br>P10 | 過去問題チェック<第2章第6節～第9節>の<br>解説4. エ 3行目 | 施行令7条1号   | 施行令9条1号   |
| 1<br>～<br>3 | 別冊<br>P13 | 過去問題チェック<第2章第10節>の<br>解説2. イ 1行目    | 規則7条1項1号  | 規則11条1項1号   |
| 1<br>～<br>3 | 別冊<br>P28 | 過去問題チェック<第4章>の<br>解説1. イ 6行目        | イ. 誤り<br>個人情報とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項に<br>規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独<br>立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個<br>人情報であって独立行政法人が保有するもの又は個人情<br>報の保護に関する法律（個人情報保護法）第2条第1項<br>に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人<br>等以外のものが保有するものをいう（番号法2条3項）。 | イ. 誤り<br>個人情報とは、個人情報保護法第2条第1項に規定<br>する個人情報をいう（番号法2条3項）が、個人情<br>報保護法における「個人情報を保有する者」には、<br>行政機関等（行政機関および独立行政法人等）も含<br>まれている。 |

**【追補情報】**

◎2023年4月1日に改正が施行されたマイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の影響により、本書の第4章「マイナンバー法の理解」においてその記述に少なからず齟齬が発生いたしました。

そこで、今後の個人情報保護士認定試験で出題の可能性を鑑み、第4章の本文について法改正に対応した追補資料を用意しました。ご学習にお役立ていただければ幸いです。

【2023年5月10日現在】

◎P201～269（第4章 過去問題チェック除く）

※以下のとおり差し替え(PDF)

<http://pub.jnam.co.jp/files/29976-4.pdf>

※差し替え後のページ数はP265までとなります